

空き家利活用のための改修等を支援します

～平成30年度気仙沼市空き家改修支援事業補助金～



気仙沼市は、空き家の利活用と移住・定住の促進を図るため、気仙沼市の空き家バンクに登録している空き家の改修、修繕、家財等の処分に要した費用の一部を補助します。

🏠 補助対象者及び補助要件

補助対象者	補助要件
空き家バンク 物件登録者 (所有者)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 空き家バンクに登録している住宅であること<input type="checkbox"/> 補助金交付後3年間は、空き家バンクの物件登録を継続すること（売買契約、賃貸借契約が成立した場合を除く）<input type="checkbox"/> 補助金交付後3年間は、空き家を自らが使用したり、利用登録者以外の者に使用させないこと。<input type="checkbox"/> 補助金交付後3年間は、次の①～⑥に該当する者に売却、賃貸を行わないこと<ul style="list-style-type: none">①空き家バンク利用登録者以外の者②所有者が個人の場合、世帯全員の3親等内の親族③所有者が法人の場合、当該法人の役員等、役員等と同一の世帯に属する者又は3親等内の親族④所有者が法人の場合、当該法人の役員等、役員等と同一の世帯に属する者又は3親等内の親族が役員等を務める法人⑤所有者が法人の場合、当該法人と資本関係にある法人⑥空き家を住居（従業員宿舎等を含む）以外の目的で使用しようとする者
空き家バンク 利用登録者 (購入者) (賃借者)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請日から過去1年以内に、空き家バンクを通して購入又は賃借した住宅であること（売買契約又は賃貸借契約を締結していること）<input type="checkbox"/> 賃貸の場合、改修等について所有者から同意を得ていること<input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一世帯員の3親等内の親族から購入、賃借した空き家でないこと。<input type="checkbox"/> 購入又は賃借した空き家を住居（従業員宿舎等を含む）以外に使用していないこと
空き家バンク 協力事業者 (仲介業者)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 空き家バンクに登録している住宅であること<input type="checkbox"/> 所有者と転貸を前提とした賃貸借契約を締結し、改修等について同意を得ていること<input type="checkbox"/> 補助金交付後3年間は、空き家を自らが使用したり、利用登録者以外の者に使用させないこと<input type="checkbox"/> 補助金交付後3年間は、次の①～⑥に該当する者への賃貸（転貸）を行わないこと<ul style="list-style-type: none">①空き家バンク利用登録者以外の者②所有者が個人の場合、世帯全員の3親等内の親族③所有者が法人の場合、当該法人の役員等、役員等と同一の世帯に属する者又は3親等内の親族④所有者が法人の場合、当該法人の役員等、役員等と同一の世帯に属する者又は3親等内の親族が役員等を務める法人⑤所有者が法人の場合、当該法人と資本関係にある法人⑥空き家を住居（従業員宿舎等を含む）以外の目的で使用する者
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請者（申請者が個人の場合は世帯員を含む）が気仙沼市の市税等を滞納していないこと<input type="checkbox"/> 申請者（申請者が個人の場合は世帯全員、申請者が法人の場合は役員等を含む）が気仙沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた空き家でないこと<input type="checkbox"/> 申請者が過去1年以内にこの補助金の交付を受けていないこと	

🏠 補助対象経費

①空き家の改修、修繕費用

トイレ水洗化・洋式化、システムキッチンの設置、ユニットバスの設置（給湯器含む）、壁紙の張替え、畳の取替え、建具の交換、屋根のふき替え など

※ただし、市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者が行う改修、修繕工事に限ります。

②空き家に残っている不要な家財等の処分費用

家具、寝具、家電、その他の生活用品等の収集・運搬、処分及びリサイクル費用

🏠 補助金額

補助対象経費の1/2以内（上限100万円） ※1,000円未満切り捨て

🏠 申請受付期間

平成30年4月2日（月）～平成30年4月30日（月）

🏠 提出書類

【共通】

- 気仙沼市空き家改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 改修、修繕及び家財の処分に要する費用の内訳が確認できる書類及び見積書の写し
- 改修、修繕予定箇所の現況写真及び処分を行う家財等の現況写真
- 世帯全員又は法人の納税証明書（気仙沼市が発行する未納がないことの証明）

【申請者が空き家購入者、賃借者の場合】

- 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 空き家の改修等に係る同意書（任意様式又は参考様式）

【申請者が仲介業者の場合】

- 空き家の転貸を前提とした賃貸借契約書（マスターリース契約書）の写し
- 空き家の改修等に係る同意書（任意様式又は参考様式）

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

🏠 留意事項

- 交付件数は5件程度としますが、予算の範囲内で交付件数を調整します。
- 申請者が多数の場合は、空き家バンクの物件登録日が早い順に交付対象者を決定します。
- 申請の内容を変更（軽微な変更を除く）・中止・廃止するときは、変更承認申請が必要です。
- 空き家の改修・修繕・家財等の処分と、これらの支払いを年度内に完了してください。

申請書提出先・お問い合わせ先

気仙沼市役所 震災復興・企画課 けせんぬま創生戦略室

〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1-1（市役所本庁舎2階）

電話：0226-22-6600（内線316） E-mail：kikaku@kesenuma.miyagi.jp